

8-5

特定口座と確定申告

源泉徴収口座と確定申告

源泉徴収口座の場合、特定口座内の譲渡（解約・償還を含む。以下同じ）益については、確定申告は不要です。つまり、投資家が特定口座内の取引を確定申告しなければ、源泉徴収だけで納税が完了するわけです。いくつかの証券会社などに特定口座を開設している場合、源泉徴収口座内の取引について確定申告するか否

かは、1つの特定口座ごとに選択することができます。

ただし、源泉徴収口座の場合でも、次のケースでは、確定申告を行う必要があります（特定口座を利用している場合の確定申告については、次の「簡易申告口座と確定申告」の項を参照してください）。

- ①源泉徴収口座の譲渡益を他の口座の譲渡損と通算する場合
- ②源泉徴収口座の譲渡損を他の口座の譲渡益や上場株式等の配当所得・利子所得と通算する場合
- ③源泉徴収口座の譲渡損を他の口座の譲渡益や上場株式等の配当所得・利子所得と通算した後、なお残る損失を翌年に繰り越す場合
- ④前年以前から繰り越された譲渡損を控除する場合

源泉徴収口座に配当等が受け入れられている場合

源泉徴収口座に配当等（利子・分配金を含みます。以下同じ）が受け入れられている場合、特定口座年間取引報告書には譲渡損益と配当等の両方が記載されています。確定申告の際には原則として譲渡益と配当それぞれについて、確定申告するか申告不要とするかを選ぶことができます。

ただし、源泉徴収口座内の譲渡損益が

マイナスの場合、すなわち譲渡損が発生している場合は、その譲渡損について確定申告するならば、必ず配当等についても申告しなければなりません。

これは、源泉徴収口座内で既に譲渡損と配当等の損益通算が行われているため、配当等について源泉徴収が行われていない場合があるからです。

● 源泉徴収口座に配当等[※]を受け入れた場合の確定申告の有無の組合せ

譲渡損益がプラスの場合		配当等		譲渡損益がマイナスの場合		配当等	
		申告する	申告しない			申告する	申告しない
譲渡益	申告する	○	○	譲渡損	申告する	○	×
	申告しない	○	○		申告しない	○	○

○…この組み合わせの申告が可能、×…この組み合わせの申告は不可

※ 利子・分配金を含む。

Q 複数の証券会社で源泉徴収口座を開設している場合の損益通算の方法

私は、A証券会社とB証券会社に開設した源泉徴収口座で上場株式の配当を受け取っています。A証券会社の源泉徴収口座で上場株式の配当と通算し、控除しきれない譲渡損があるため、B証券会社の源泉徴収口座で受け入れた上場株式の配当と損益通算したいのですが、確定申告を行う必要がありますか？

A 源泉徴収口座における上場株式等（公募株式投資信託、特定公社債、公募公社債投資信託などを含む。詳しくは176ページ参照）の譲渡損失（上場株式・特定公社債・公募株式投資信託・公募公社債投資信託の譲渡損益・解約損益・償還損益と通算後。以下同じ）と上場株式の配当等（利子・分配金を含みます。以下同じ）との損益通算は当該口座でのみ行えます。

したがって、A証券会社の源泉徴収口座にある上場株式等の譲渡損失とB証券会社の源泉徴収口座にある

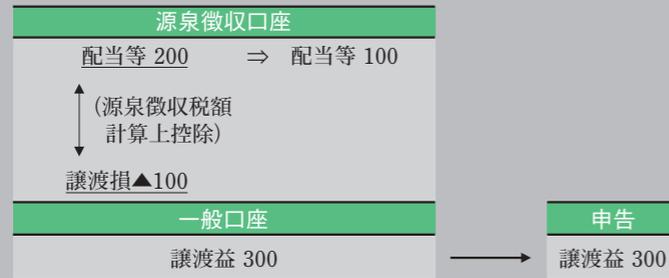
上場株式の配当等との損益通算を行う場合には、確定申告を行う必要があります。

なお、源泉徴収口座以外で受け取った上場株式の配当等は、各銘柄の1回ごとの配当、利払いおよび分配金の支払いごとに、申告するかしないかを選択することができます。

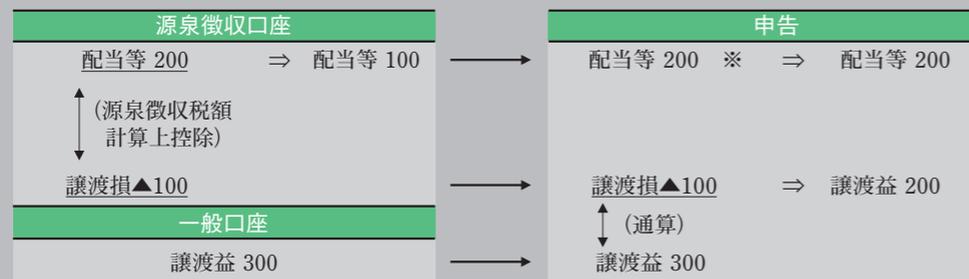
一方、源泉徴収口座で受け入れた上場株式の配当等については、当該口座で受け入れた配当等の全額について、申告するかしないかを選択しなければなりません。

● 上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算の例

① 源泉徴収口座内の譲渡損を申告不要とする場合

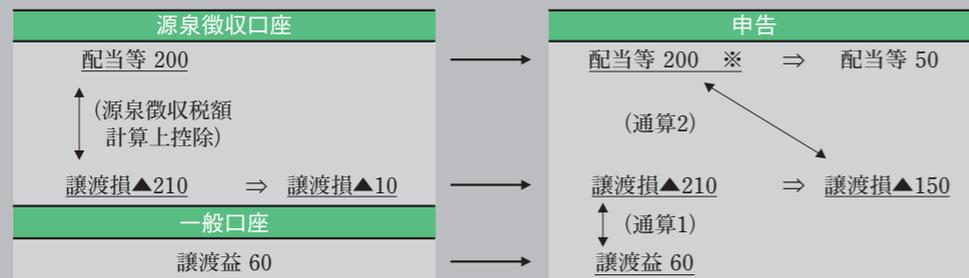


② 源泉徴収口座内の譲渡損を申告する場合 (配当との損益通算なし)



※ 申告をする場合は、所得金額を通算前にリセットして計算しなおします。

③ 源泉徴収口座内の譲渡損を申告する場合 (配当との損益通算あり)



※ 申告をする場合は、所得金額を通算前にリセットして計算しなおします。

簡易申告口座と確定申告

投資家が確定申告書を提出する際には、譲渡損益の計算の明細を明らかにするため、申告書に「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」などを添付する必要があります。しかし、特定口座以外で株式等や公社債等の譲渡が無い場合は、年間取引報告書^(注)を添付することで、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることが認められています。これにより、年間取引報告書に記載されていた金額をそのまま、その年の上場株式等の譲渡損益として申告することが可能となり、投資家は計算にかかる事務負担などを負うことなく、比較的簡単に確定申告を行うことができます。

特定口座以外にも株式等や公社債等の譲渡益がある場合には「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」には特定

口座と一般口座の上場株式等および一般株式等の譲渡に係る金額を合わせて記載します。この場合、特定口座内の上場株式等の譲渡に関する事項は、特定口座年間取引報告書を添付することにより、明細の記入が不要となります。

なお、特定口座が複数ある場合は、各特定口座の特定口座年間取引報告書に加え、その合計表を添付する必要があります。

確定申告書を国税電子申告納税システム (e-Tax) で提出する場合は、特定口座年間取引報告書の提出に代えて記載内容を入力送信することができます。この場合、確定申告期限から5年間 (平成23年12月1日以前の法定申告期限のものは3年間)、特定口座年間取引報告書を手元に保存しておく必要があります。

◆ 特定口座内の譲渡損失に繰越控除を適用する場合の手続き

上場株式等の譲渡損失で、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得から控除しきれなかった額は、翌年以降最長3年間繰り越すことができます。特定口座内で生じた上場株式等の譲渡損失についても繰越控除の適用を受けることができます。

繰越控除の適用を受けるためには、譲渡損失が発生した年の確定申告書に、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」と「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」 (以下、付表) を添付します。繰越控除を行う年

の確定申告書には、その年に株式等の譲渡があれば上記2つの書類を添付し、その年に株式等の譲渡がなければ、付表のみを添付します。

特定口座内の取引について繰越控除の適用を受ける際に、特定口座年間取引報告書を譲渡損失が発生した年または繰越控除の適用を受ける年の確定申告書に添付した場合は、その特定口座年間取引報告書に記載されている事項は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に記載したものとみなされます。したがって、株式等の取引が特定口座内のみの場合は、特定口座年間取引報告書と付表を

(注) 平成29年度税制改正により、平成31年分の所得税から、年間取引報告書に代えて、年間取引報告書に記載すべき事項を記録した

電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を確定申告書に添付することが認められます。

添付すれば済むことになります。

資本の払戻しがあった場合の申告方法

Check Point!

会社法では、株主に対する金銭等の分配は全て「剰余金の配当」となります。一方、税法では「資本の払戻し」に当たるもの（資本剰余金からの配当）のうち、「みなし配当の金額」「取得価額」を控除した後の金額が株式等に係る譲渡所得等とみなされます。控除する取得価額は、「当該株式の従前の取得価額の合計額」に発行会社から通知される「純資産減少割合」を乗じて算出します。

資本の払戻しがあった場合は、次の算式により以後の取得価額を調整します。

$$\text{調整後取得価額} = \text{従前の取得価額} - (\text{従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合})$$

国内上場株式について資本の払戻しが行われた場合、原則として特定口座を管理する証券会社などが取得価額の調整等を行います。

ただし、外国上場株式などについて資本の払戻しが行われた場合、特定口座を管理する証券会社などは金額を把握することができません。この場合、資本の払戻しに伴って発生した当該譲渡所得等は、特定口座内の上場株式に係るものについても一般口座における譲渡所得等とみなされ、原則として確定申告が必要になります（くわしくは [115ページ](#) および国税庁「平成19年1月31日資産課税課情報第5号個人株主に対して資本の払戻し（資本剰余金の額の減少）があった場合における株式等に係る譲渡所得等の金額、取得価額の調整等について（情報）」を参照）。

Q 特定口座と配偶者控除等の関係

私は専業主婦で、夫の納税額の計算において配偶者控除の対象者となっています。特定口座内の上場株式等を譲渡したことにより、50万円の譲渡益が出ましたが、配偶者控除の対象者から外れてしまうのでしょうか？ 特定口座では、源泉徴収を選択しています。

A このケースでは、確定申告をしなければ配偶者控除の

対象からは外れません。配偶者控除の対象となるのは合計所得金額（[1](#)

47ページCheck Point!を参照)が38万円以下の配偶者ですが、源泉徴収口座で生じた譲渡所得等について確定申告をしないものは、譲渡を行った投資家の「合計所得金額」には含まない取扱いとなっているためです。

一方、簡易申告口座で生じた上場株式等の譲渡所得等については確定申告を行うため、合計所得金額に含まれることとなります。そのため、配偶者の合計所得金額が38万円を超えると、配偶者控除の対象から外れてしまいます。そのほか、「合計所得金額」が一定額以下であることを適用条件としている配偶者特別控

除・扶養控除・寡婦（寡夫）控除・住宅ローン減税等に関しては、上場株式等の譲渡所得等が一定額を超えると影響が及ぶこととなります。

ちなみに、源泉徴収口座を利用している場合でも、源泉徴収口座内の譲渡所得等について確定申告を行うと、その金額が合計所得金額に含まれることとなりますので注意が必要です。

また、株式譲渡益・配当の申告により国民健康保険料（税）等や医療費の自己負担割合などにも影響が及ぶ可能性があります（詳しくは [120ページ](#) を参照してください）。

特定管理株式等の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例

Check Point!

◆株式の場合

発行会社の倒産などにより株式等が価値を失った場合でも、原則としてその損失は株式等の譲渡損失とはみなされず、株式等の譲渡益と通算することができません。しかし、特定口座で管理されている国内の上場株式等が発行会社の倒産などにより上場廃止となり、その後、清算終了等の次の事実が生じて株式等の価値が喪失した場合には、一定の要件の下で、その損失は「上場株式等」の譲渡損とみなされます。

清算終了等の事実（株式の場合）

- ・発行会社が解散し、その清算が終了した場合
- ・発行会社が破産手続開始の決定を受けた場合
- ・発行会社が更生計画の認可を受け、発行済株式の全部を無償で消滅させた場合
- ・発行会社が再生計画の認可を受け、発行済株式の全部を無償で消滅させた場合
- ・預金保険法の規定による特別危機管理開始決定（いわゆる銀行の国有化）を受けた場合

この特例の対象となるのは、特定口座で管理されている上場株式等に限られ、非上場株式や特定口座に入れていない上場株式等は対象となりません。つまり、同一銘柄を一般口座で保有していても、一般口座の上場株式等の清算終了等による損失は、株式の譲渡損とはみなされません。

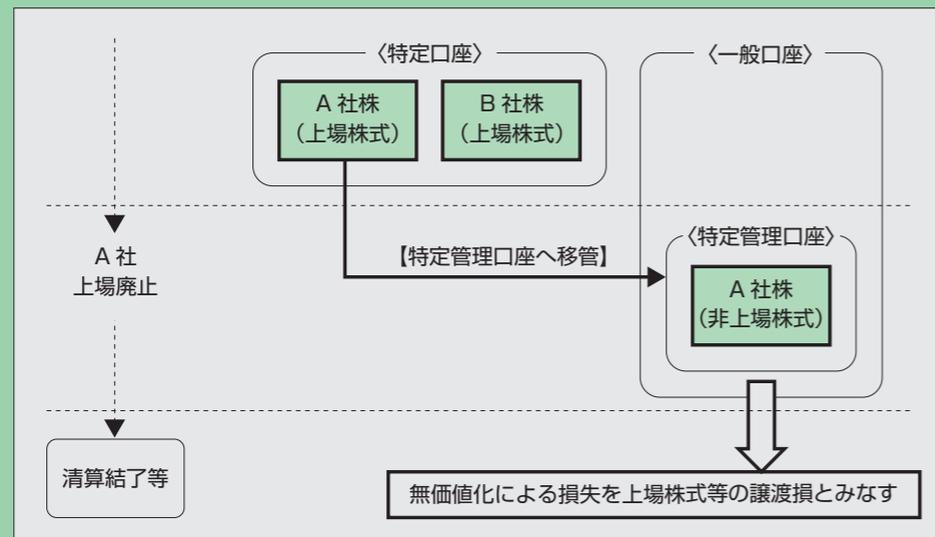
特例の対象となる株式は、次の株式です。

特定管理株式	特定口座を開設する証券会社に開設される特定管理口座において、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続きその特定管理口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または保管の委託がされているその株式
特定保有株式	平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出された株式（1月5日以後、特定保有株式と同一銘柄の株式を売買していないことなどの一定の要件を満たす株式）

株券電子化が実施された平成21年1月5日以後に上場株式等に該当しないこととなった特定管理株式について、特例の対象となるためには、上記表のように上場株式等に該当しないこととなった日以後、引き続き特定管理口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされていなければなりません。

したがって、株式が上場廃止となり、証券保管振替機構における取扱いが廃止された場合には、振替口座簿に記載もしくは記録されているとはいえ、特例は適用されないこととなりますので注意が必要です。

● 特定口座で管理されていた株式の価値喪失に伴うみなし譲渡損の特例



◆ 社債の場合

特定管理株式等に該当する社債および特定口座内で保有している社債につき、清算終了等の次の事実が生じ、公社債としての価値が喪失した場合には、一定の要件の下で、その損失は「上場株式等」の損失とみなされます。

● 清算終了等の事実（社債の場合）

- ・ 発行会社が解散し、その清算が終了した場合
- ・ 発行会社の破産手続廃止の決定または破産手続終結の決定を受け、当該社債と同一銘柄の社債の債権の全部について弁済を受けることができないことが確定したこと
- ・ 発行会社がその社債を無償で消滅させることを定めた更生計画につき認可を受け、当該更生計画に基づき、当該社債と同一銘柄の社債を無償で消滅させたこと
- ・ 発行会社がその社債を無償で消滅させることを定めた再生計画につき認可を受け、当該再生計画に基づき、当該社債と同一銘柄の社債を無償で消滅させたこと

◆ 申告手続

この特例の適用を受けるためには、清算終了などの事実が発生した日の属する年の確定申告書に、特例の適用を受ける旨を記載のうえ、損失の金額の計算に関する計算書などの必要書類を添付して提出します。

Q 特定口座における住民税の取扱い

源泉徴収口座を利用していますが、住民税についても確定申告は不要と考えていいのでしょうか？

A 源泉徴収口座では、住民税も源泉徴収（特別徴収）されるため、住民税の確定申告も不要です。

一方、簡易申告口座を利用している場合には、住民税の申告書の提出が必要となります（取引のあった年の翌年3月15日まで）が、所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出していれば、原則として住民税の確定申告書の提出があったものとみなされます。この場合、提出された確定申告書等をもとに、市町村が計算した納税額が投資家に通知されます。

納税は、投資家自身が金融機関等を通じて6月、8月、10月、翌年の1月に納付する普通徴収の方法によります。給与所得者の場合は、原則として特別徴収されます。これは、市町村が投資家の勤務先に所得内容や税額を通知し、株式等を譲渡した年の翌年の6月から翌々年の5月まで、勤務先が投資家の給与から住民税を天引きして納付する方法です。ただし、主たる給与以外の所得状況を勤務先に把握されたくないのであれば、確定申告書提出の際に、普通徴収による納付を選択できます。

●特定口座と確定申告

